

# 反戦、障がい者差別、表現の自由の狭間で

## 『映画『キヤタピラー』論』

上羽 修

一九二九年、江戸川乱歩の短編小説『芋虫』が『新青年』に掲載された。戦争で四肢と聴覚と声帯を失った軍人とその妻の異常な夫婦生活を描く。角川文庫版の解説によると、「最初は『改造』のために書かれたが、既に左翼的な評論の掲載で当局から睨まれていた本誌では危なくて発表できず、やむなく『新青年』に回されたものの、そこでも本文中の表現に伏せ字を用いたうえタイトルを「悪夢」と改題して、ようやく目の目を見た曰く付きの作品である。実際、発表後には左翼から反戦小説として絶賛されている」。

映画「キヤタピラー」について若松孝二監督は、映画『ジョニーは戦場へ行った』や江戸川乱歩『芋虫』などの影響があると語っている(『若松孝二 キヤタピラー』游学社)。

映画はアジア・太平洋戦争末期、戦場から帰還した傷痕軍人・久蔵とその妻・シゲ子の姿を描く。シゲ子を演じた寺島しのぶは、作品を貫く江戸川乱歩的な不気味さのなかにも生への食欲さや優しさを見事に演じている。第六〇回ベルリン国際映画祭で最優秀女優賞を受賞した。

映画は戦争の理不尽さを描いてはいるものの、題名『キヤタピラー』(和訳は「芋虫」)が示すとおり、小説『芋虫』の怪奇さとあらずじをなぞる作品であり、そこにどのような問題を孕んでいるのか、私見を述べたい。

### 一．あらずじ

中国の草原、戦う兵士、燃える街。炎の中で日本兵に犯され、絶叫し、刺し殺される女たち

のシーンが、物語の深部を暗示するようにフラッシュする。

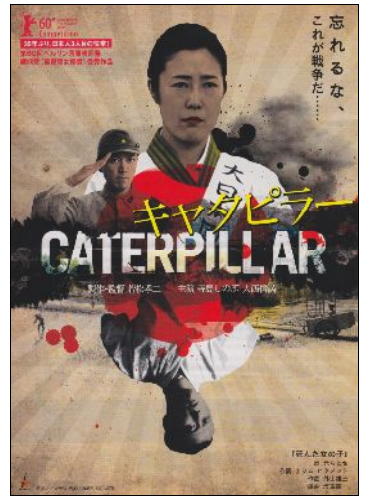
場面は一変し、一九四四年春、村びとの勇ましい軍歌と日の丸の小旗に見送られ、一人の青年が凛々しく出征していった。

そして久蔵の帰還。「少尉の忠烈なる武勲、軍人の鑑であります」と敬礼し去っていく軍人。あとに残されたのは、四肢を失い、片顔の皮膚は火傷で引きつり聴力と声まで奪われた久蔵と、きれいに畳まれた軍服、金鶏勲章、そして軍刀であった。

この映画全編を貫くことだが、展開するシーンのコントラストは残酷なほどさまじく、そのメッセージは極めてはっきりしている。

「いやあー。あんなの、久蔵さんじゃない！うわあー！」と取り乱すシゲ子に対して、「こんな立派な勲章を頂いたなんて、黒川家の誇りです」「お国のためにも、お世話してあげてください」と言い残し、親戚の人たちも引き揚げた。





とり残された二人、久蔵の首に思わず手をかけるシゲ子。勲章を見て微笑み、涙を流す久蔵の引きつった顔。

神社境内に集まった大日本国防婦人会の女性ら村びとの前に、軍服姿で勲章を下げた久蔵が椅子に座らされている。村長が新聞を広げ、一面トップに大見出しで書かれた久蔵の記事を読み上げる。

「勇猛豪胆にして沈着な決死の精神で、敵地陥落の突破口を開かんと、憤然として、敵に接近、見事敵を粉砕せしめたり。自ら四肢を失いつつも、奇跡の生還を果たせし黒川少尉。これぞ生ける軍神である。その軍功を賞し、金鶏勲章功四等を授与せられる」

国防婦人会の面々は、「帝国軍人の妻の鑑として、貞節を尽くしてやってくださいね」「久蔵さんのお世話も、言ってみりやお国のため。お国への奉公なんだよ」と励まし、それに対してシゲ子は、「わたしは黒川久蔵の、軍神の妻です。お国へのご奉公だと思って、しっかりとお世話い

たします」と、毅然として応える。

ラジオから「戦陣訓」が流れる。「……身心一切の力を尽くし、…悠久の大義に生くることを悦びとすべし」

久蔵のしもの世話、旺盛な食欲と性欲。それに義務的に応じるシゲ子。村びとは久蔵を乗せたりヤカーに出会うと万歳を叫び「軍神さま」と称え、そのたびにシゲ子は快感を味わった。だが、そんな日々は長続きしなかった。

やがてシゲ子は自ら久蔵の体を求めるようになっていた。馬乗りになったシゲ子に久蔵は、中国で犯し殺した女性たちが重なり、フラッシュバックした。そんな久蔵にシゲ子は、「もうあんななんか、怖くないわよ!」と殴り、「食べて寝て、食べて寝て、そればかり」「なんなのよ、軍神さま軍神さまって!」と責めたてる。

その一方で、悪夢にうなされた打ち回る久蔵をシゲ子は、「大丈夫、二人で生きていこう。食べて寝て、食べて寝て、それでいいじゃない」と抱きしめる。そして床の間に飾った勲章や武勲を称える新聞を投げ捨てる。

「玉音放送」が流れるなか、シゲ子は一人で畑を耕していた。久蔵は必死の形相で身体をくねらせ家から這い出た。やがて池に久蔵の死体が浮いた。

この映画では、江戸川乱歩的異様な夫婦生活の描写のなかに、それとは異次元の回想シ

ーンが繰り返し挿入されている。その一つが出征シーン。背景に勇壮な「出征兵士を送る歌」がいつも流れる。

「わが大君に召されたる／生命光榮ある朝ほらけ／讚えて送る一億の歓呼は高く天を衝く／いざ征けつわもの日本男児」

戦争の大義とその美辞麗句に酔い、「我らが神の国、大日本帝国のために、立派に戦って参ります」と胸を張る久蔵の凛々しい軍服姿を、日の丸の小旗と万歳三唱と勇ましい軍歌、そして形だけの祝辞で見送る村びと。それと同じトーンで、不自由な体にされて帰された久蔵を「軍神さま」と称え万歳を叫ぶ村びとのシーンが繰り返される。

これらの回想シーンは、久蔵のあさましい食欲と肉欲に溺れる実生活との落差を、残酷なまでに際立たせている。

帰還当初こそ金鶏勲章や「軍神さま」という大義を生きるよすがにしていた二人であったが、実生活との落差は広がるばかりで、やがてその偽りに蝕まれていった。

傷痕軍人・久蔵の生を支えてきた大義の仮面が剥ぎ取られたあとに現れたのは、中国で犯し殺した女たちへの耐え難いフラッシュバックであった。映画の中で繰り返される二つ目の回想シーンがこのフラッシュバックである。周囲から名譽を押し付けられれば押し付けられるほど、その偽りの大義に身を震わせることとなり、つい

に自害する。

一方のシゲ子、村びとから「軍神さまの妻」を押し付けられながらもそれを逆用する逞しさを持ち、「軍神さま」の大義と日常行為との落差の中で「軍神さま」の偽りを見抜き、夫を一人の人間として直視するようになる。

映画「キャタピラー」は、これ以上の理不尽はないという典型例を描くことで、大義の仮面を、これでもかこれでもか、と剥ぎ取っていく。

戦争は往々にして虚構の大義を振るかざし、戦場であろうと銃後であろうとあらゆる人々に理不尽を強要する。理不尽の強要によつて戦争は成り立っているのかもしれない。その耐え難い理不尽にどれほど多くの人たちが呻吟したことだろうか。そのことにまで想いを馳せてしまう作品であった。

しかしこの映画の後味の悪さは何だろう。

戦争を描いた映画には往々にして悲惨な結末になる作品がある。アンジェイ・ワイダ監督「地下水道」もその一つ。ドイツ軍に包囲されたワルシャワで地下運動をするバルチザン中隊の酸鼻極まる終末を描く。観たあとのどうしようもない沈鬱な余韻は一〇年以上たった今も続いている。この沈鬱な余韻こそ、十五年戦争の掘り起こしを続ける原動力であり続けているのかもしれないし、それは決して後味の悪さという類のものではない。

## 二 障がい者への差別

この映画の不快の原因の一つが障がい者差別にあることを、最初は何となくではあるが、感じていた。

そのことにはつきりと気づかせたのは、障がい者問題を発信しつづけている安積遊歩の文との出会いであった。

「ポリオについて、ユニセフが少しでもワクチンを広げたいというのはよく分かる。しかしそのキャンペーンの仕方は、あまりにも優生思想まるだしで、心痛んだ。

彼らの登壇の前に、ポリオになると、命まではなかなか取られないが、足がこんなに麻痺してしまうということ、ポリオの子どもたちの写真、四、五枚プロジェクトで見せられた。

(略)

子ども達の身体を否定して、それをさらしものにして、ポリオがどんなに怖いかをキャンペーンするのはとにかくやめて欲しい。どんなに麻痺した足であっても、素晴らしい人生を一生懸命生きていくのだ。」(<http://asakayuh.com/2010/09/22/>)

また、イラク戦争による放射能汚染で生まれた先天性障がい児の写真を掲載し非人道的なこの戦争を告発する医師について、知人は安積の次の言葉を私に紹介してくれた。

「戦争の悲惨さを彼らの身体を借りて訴えて

しまう限り、やはり正しくない体と正しい体があるという認識を、根底から覆すものにはならないでしょう。私は戦争の原因のひとつが、この認識を支える優生思想にもすこくあると思います。」

江戸川乱歩は戦争による負傷者の身体的特徴をとらえて「芋虫」と形容した。その小説が『芋虫』であるが、それ以外にも『踊る一寸法師』など、障がい者の身体を怪奇の対象として強調した露骨な障がい者差別の作品が目につく。それらが社会から忌避されるどころか一定の評価を得たのは、人権意識の低い当時の時代的背景があつたのであろう。

しかし戦後六五年の現在は違う。基本的人権を高らかに掲げた新憲法のもとで、不完全ながらも戦前とは比べようのないほど人権意識が育成されてきたはずである。しかし映画の題名『キャタピラー』は「芋虫」の英訳にすぎず、小説『芋虫』の怪奇さとあらずじをなぞり、四肢と聴覚を失った身体を怪奇の対象として映像化している。この人権への無感覚が基底にある限り、戦争の理不尽さを描こうとした作品ではあつても、やはり許されるものではない。「戦争の悲惨さを彼らの身体を借りて訴えて」はいけないのだ。

この問題について、もう少し考えてみたい。まず傷病兵を「軍神」にすることの問題点を指摘しておきたい。

日中戦争が始まって間がない頃は、傷病兵が汽車に乗ると車掌が、「お国のために戦い名誉の負傷をされた兵隊さんが乗車されました。席をゆずってください」と放送し、当の傷病兵はたいへん名誉に思ったということ、私は何人もの体験者から聞いている。こうした風潮のもとでは、重症の兵士が勲章を与えられ「軍神」と称えられることに違和感はなかったばかりか、本人も軍隊での行為が公に認められ、最大級の賛辞を受けたものとして満足と安堵を得、このうえない慰安になったという側面はあるだろう。

だが久蔵のように戦場で獣欲を貪ったことで PTSD となった者や、人を殺したことを悔やむ者や、戦争や軍隊を嫌悪する者などは、戦争を賛美し兵士を再生産するための道具にしよとする国家に栄誉を与えられたり、まして「軍神」として称揚されることは受け入れがたく苦痛だったであろう②。

映画によって、傷病兵を国家が戦争プロパガンダに利用することの問題点を指摘することは、戦争の理不尽さを広く知らせるために必要なことだと思う。そしてそうした映画を作成するには、傷病兵を主役にしなわけにはいかない。だが若松監督が四肢を失った障がい者を主役に選んだ理由は、江戸川乱歩『芋虫』で表現された怪奇さが映画でも視覚的に極めて効果的だと判断したからではないか。

安積が指摘するように、障がい者を悲惨な者

の象徴として健常者と取り立てて区別しそのことよって戦争の悲惨さを描こうとしたばかりか、その肢体を怪奇なものとして描いたところに、さらなる差別と人権侵害であるように思う。

### 三・戦争の本質を曇らす

#### 性暴力の例示

この映画の問題点の二つ目は、戦争悪の典型とした対象の選択の安易さである。

炎の中で日本兵に犯され絶叫し刺し殺される私たちのシーンとその悪夢にうなされる久蔵の映像は、獣欲をむさぼった戦場での久蔵の実像を暗示する。そのことによって、「軍神」久蔵がいかに虚像であるかを対比させようとしている。日本軍は性暴力を厳しく戒めていた。

『犯さず』とは、すなわち財物を掠奪せず、婦女を姦せざることである。わが将兵中かくのごとき鬼畜の振る舞いある者は一人といえども存在しないことを確信するものであるが万一、物欲、情欲に駆られて中国人を犯すがごとき将兵ありとすれば、皇軍の面目にかけても断じて許してはおけない。(北支那方面軍、一九四三年)③。

戦場での性暴力は、日本軍にとって忌避すべきことであり、逸脱行為であった。それは戦時であろうと平時であろうと変わらぬ普遍的な犯罪行為なのである。

映画では、久蔵が戦場で何をしたかの実例として軍紀違反の性暴力を取り上げている。だがそれは、「軍神」が虚像であることを本場に暴くことになるのだろうか。もしそうだとすればこの映画は、軍紀を犯した不良軍人が「軍神」にされたことの不当性・不適合性を指摘したに留まることになる。さらに、軍紀に忠実だった軍人が「軍神」にされたとすれば、何ら問題はなかったということになりはしないだろうか。軍紀違反の不良軍人と「軍神」との対比という設定は、かえって軍隊や戦争の本質を曇らすように思える。

では何を例示すればよいのか。軍隊が認め、その行為があつて軍人が存在するようなこと、たとえば捕虜に対する初年兵の刺突訓練である。この訓練よって人を殺すことに対する抵抗感を失くさせ、一般人から一人前の兵士への脱皮に欠かせない通過儀礼として、中国戦線の多くの部隊で実際に行われていた。

帰国し一般人となり、人殺しが罪悪であるという通常の倫理規範の社会の中で本来の人間性を取り戻したとき、戦場で殺害したときの感情がフラッシュバックし、その罪悪感に苛まれる元軍人。その通常の社会の中で「軍神」にされて、一般人を、人を殺すことを前提とした軍隊へ導くためのプロパガンダに利用されることへの苦痛。この二つの苦痛に苛まれ、自分は人間として行つてはいけないことをしたのであつて、

「軍神」にされるのは真つ平だ、と叫ぶ、という設定の方が、軍隊や戦争の非人間性を真正面から告発する反戦映画になったのではないだろうか。

#### 四・映画『キヤタピラー』と表現の自由

表現の自由に関してはこれまでに膨大な議論や判例があるが、ここでその解説をするつもりはない。本稿のすべてがそうであるように、映画『キヤタピラー』と表現の自由との関わりについても、私自身の体験をおとした私見を述べるにすぎないことをお断りしておきたい。

この映画が障がい者への差別に無感覚であることはすでに述べた。しかしながら不思議なことには、そのことに対して私を含め鑑賞者の多くはすぐには気づきにくい。それはいったいどうしたことだろう。

映画の終わりごろのシーンに、中国で犯し殺した女たちのフラッシュバックに苛まれ、頭を床に叩きつけて血を流し呻き暴れる久蔵を見て、シゲ子は「いもむしごろごろ 軍神さまごろごろ お米はざっくりこで ちゅうちゅう ねずみは ぴっかりこ」と口ずさむ。久蔵の姿態を「芋虫」に直裁的にたとえた個所であるにもかかわらず、嫌悪を一向に感じない。それはちやうど母親が幼子のいたずらに「おバカちゃん」と慈愛の気持ちを抱いて表すのに似ているからなので、「芋虫」にたとえたことが差別や蔑視で

はなく慈愛に満ちた愛称のように感じられたことが、鑑賞者に違和感なく受け入れられたのだと思う。これはシゲ子役の寺島しのぶの優れた演技力と、そのように演技指導した監督の読みの深さによるものだ。

次に障がい者の写真を掲載した出版物の例をあげ、その内容が差別や人権侵害になるのか、私なりに考えてみたい。

土門拳の写真集に『生きている広島』（築地書館）がある。少女のわき腹と手の甲の皮膚がなくなり、身体の内側に激しいケロイドが残る。その手術のため太ももの皮膚を剥がし取る手術の写真は、見ているほど痛みが伝わりうめき声を上げたくなるほどすさまじいものだ。だが手術後の写真は、よく頑張ったな、と思わず声援を送りたくなるほど少女のさわやかな笑顔が写し撮られている。原爆の残酷さと、その被害者の現実、生きることの厳しさと喜びが、土門拳の写真をおしてひしひしと伝わってくる。これらの写真は障がい者となった被爆者への差別や偏見を助長するどころか、それらを跳ね返すだけの力のある作品なのである。

土門拳のあとで私の撮影した写真の例を持ってくるのはいささか気が引けるが、沖繩のハンセン病療養所にいた平良さんを撮影したことがある。戦時中、素手で防空壕を掘られ、指の「傷口からばい菌が入って発熱した」とき、院

長がこのままでは命が危ないと片手の指を全部切り落とした。その不自由な手にもう一方の手を添えてフェルトペンを支え、詩を書くところを撮影させてもらった。ハンセン病患者が戦時下でいかに苛酷な状況に置かれていたかを示すだけでなく、その病气や障がいを克服し、味わい深い詩作をしているところを多くの人に見てもらいたかった<sup>3</sup>。

人を撮影するとき私は、その人の「尊厳を傷つけない」ことに心掛けていた。当然「尊厳を傷つけない」という基準やそれに対する評価は人により時代により変わるだろうが。本を読んだ人から障がい者差別だという批判は今のところない。

もう一つ例を挙げたい。フォトジャーナリストの森住卓が『セミパラチンスク 草原の民・核汚染の五〇年』を出版し、全国で巡回展をした。そこには放射能による先天性障がい児やピンに入った胎児、皮膚がん患者の顔などが真正面から写されていた。私たち写真仲間ですら写真の公表の可否についても議論になった。私も個人的に森住さんを知っているが障がい者に偏見を持っている人ではない。たとえ被写体となった人の尊厳を傷つけようとも、核の恐ろしさを伝えなければ、という使命感で、心を鬼にして公表したのだと思う。だが、どのような大義名分があろうとも、それでよかつたのかという疑問が残る。そして安積の批判をかわ

することはできない。

映画『キヤタピラー』については、寺島しづぶの名演技と監督の一定の気配りで薄められている部分はあるものの、肢体の異様さを強調することで映像上の効果を高めようとしているところに、安積の指摘をうわまわる障がい者差別を見て取ることができる。

最後に、ではこうした障がい者差別の映画を発表することは許されるのだろうか、という問題を考えてみたい。このときいったい誰が、許す、許さないと判断するのか。公権力による法令なのか、それとも人々の自由な批判などの社会的な圧力のもとでの自己規制なのか。

戦前・戦中に公権力によって表現が規制され、泥沼の戦争へと突き進んだ痛恨の教訓からも、表現の自由の大切さは身にしみている。したがって表現の規制に対して公権力が介入することだけは、なんとしても阻止しなければならぬ<sup>⑤</sup>。

⑤ ということで、表現にたいする社会的圧力と自己規制に絞って、私の体験をとおして考えてみたい。

もう二〇年近く前になるが、ある集会で拙著『中国人強制連行の軌跡』（青木書店、一九九三年）の内容を報告したとき、差別表現があるととして糾弾されたことがある。この本は、日本への中国人強制連行の流れは小さな支流の一つに

すぎず、本流は華北から中国東北部、当時の傀儡「満州国」への強制連行であったことを現地へのルポルターージュで明らかにしたものである。

批判は、①満州、と書いていることと、②中国の地名や人名に日本語の読みを付けている箇所があること、の二点だった。①に関しては、「」で括らなかつた理由を、本の最初のほうで次のように釈明していた。

「日本人が「満州」を語るとき、侵略と植民地の史実を忘れ懐古的になりがちである。しかし、中国人は傀儡「満州国」を断固として認めず「偽」の一字をかぶせ「偽満」と呼ぶ。この本の主旨から「満州国」、「満州」とするべきところだが、煩雑をさけ「」を省略した。」

糾弾者に、何て呼べばいいのか聞き忘れたが、多分、ギマンまたはウェイマンと呼び、偽満と書くべきだと考えているのだろう。

②については、当時の私はまったく無知で、出版社まかせであった。あとで言語学者に尋ねたところ、他国の地名や人名を、自国の言葉に言い換えるのは帝国主義的だと一喝された。たしかにそのとおりだと思う。

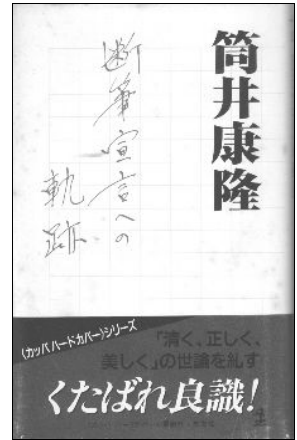
私は中国へ行つたとき、自分の名前を中国読みで、シャンユイシューと紹介していた。これは先の言語学者に言わせれば、奴隷根性甚だしいということになるのだろう。

こうした学習をとおして、納得づくで、できるだけ傀儡「満州国」と書きそして呼ぶように

している。もともと、煩雑すぎてそのように書き、呼ぶことのできない場合もあり、今もって解決できない悩みの一つである。

その当時、いわゆる「言葉狩り」が席卷していた。私はこの事件以降、差別用語については非常に気を使つたことは確かである。そして、十分に納得しないまま自己規制せざるをえない社会的圧力にたいし、ある種の不快感さえ持つにいたつていた。

同じ頃、ブラック・ユーモアの作家、筒井康隆は「言葉狩り」の矢面に立たされ、ついに「断筆宣言」した。ブラック・ユーモアとは「人種差別をし、身体障がい者に悪辣ないたづらをしかけ、死体を弄び、精神異常者を嘲り笑い、人肉を食べ、老人を騙（なぶ）り殺すといった内容を笑いで表現することによって読者の中の制度的な良識を笑い、仮面を剥いで悪や非合理性や差別感情を触発し反制度的な精神に訴えかけようとするもの」（『断筆宣言への軌跡』光文社、一九九三年。帯のコピーは「清く、正しく、美しく」の世論を糺す。くたばれ良識！）だというのだから、社会的圧力は私などの比ではない。「連載をした某紙では『狂』という字が使えなくなつた。『狂人』『発狂』はむろんのこと、『芸術的狂気』も駄目だった。どうもケモノの王を意味する『狂』の字そのものがいけないらしいのだが、これによって、『酔狂』『頓狂』『風狂』『狂喜』『狂瀾』といった魅力ある日本語が



どうとう使えなくなつた。『狂想曲』『狂言』はどうなるのだろうか。」(前掲書)と嘆く。

「言葉狩り」旋風と自粛ムードのなかで、筒井に声援をおくる作家もいた。井上ひさしは『断筆宣言への軌跡』に次のような序文を寄稿した。

「心の中ではバカにながら外では慇懃な体裁を繕う偽善の技術、面倒なことに係わりたくないからコトバの置き換えで避けて通ろうという小手先の制度、指摘と指弾には謝罪と回収で対応してお手を拝借シャンシャンシャンというあほらしい定型、差別語さえ口から出なければ差別していないのだという傲慢無礼な慣習、それらすべて愚かしきものに、筒井さんは万年筆とインキ壺を投げつけたのだ。」

断筆宣言から二〇年弱たったいま、『酔狂』『頓狂』『風狂』『狂喜』『狂瀾』は、『風狂』以外、パソコンで簡単に漢字転換できた。魅力ある日本語は残っていた。もちろん『狂想曲』や『狂言』も。

これだけ多様な人たちが、それもグローバル

な社会のなかで傷つけあうことなく一緒に暮らそうというのだから、人権への配慮はますます必要となる。配慮の基準は、あらたな軋轢が発覚するたびに変わっていく。そこで獲得された基準はおおむね社会の進歩に貢献しているといえよう。

戦時中、国家権力に都合よく作られた基準によつて表現の自由は圧殺され、徹底的に社会から排除された。その結果、総力戦の泥沼に入りこみ、膨大は人たちの運命を狂わせてしまった。その轍だけは踏んではならない。差別用語についての混乱と收拾からもわかるように、人権への配慮は、発表の自由とそれに対する批判の自由、いわゆる表現の自由が保障されたところではじめて正常に機能する。映画『キャタピラー』についても、いろいろな見方や議論があつている。上映や観覧の自由とともに、多様な議論の自由が保障されていることが、もつとも大切なのだ。(うえば おさむ)

### 注

(一) 本稿は岡山・十五年戦争資料センター『ニューズ』2010年秋季号(No.42)～2011年春季号(No.44)に連載した映画評(原タイトル『廢兵』)とその妻が、戦争の「大義」を問うる映画『キャタピラー』を観てに加筆・訂正したものである。

(二) ベトナム帰還兵にPTSD患者が続発したのは、反戦渦巻く中へ帰還した兵士は慰安されるどころか

蔑まれ、受け入れられなかったことが主な原因とされている。

その一方で、イラク戦争のとき米軍女性兵士ジェシカ・リンチは、戦闘で負傷したとでっち上げられて英雄にまつりあげられた。しかしのちに戦闘負傷でないと告げ、戦争のイメージキャラクターであることを拒絶した。

帰還兵士・傷病兵・遺族などに対する援護福祉事業などの生活保障と、英霊化による顕彰や勲章授与や軍神化などの国家による戦争遂行のための称揚とは区別する必要がある。

「防衛計画の大綱」を作成するための首相の私的諮問機関「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書(2010.8.22)には、「崇高な宣誓の下、国の防衛に従事した自衛官に対しては、国として、相応の榮譽をもつて報いるべきである。こうした観点から、退官後の制服着用や呼称、叙勲等のあり方についても、政府として真剣に検討すべき」と書かれている。この延長線上に、戦傷者や戦死者には特別の榮譽を与えることへの要求が示唆されている。

(三) 軍紀弛緩に手を焼いた北支那方面軍は一九四三年四月「国民政府の参戦と北支派遣軍将兵」という小冊子を作成し、「焼かず、犯さず、殺さず」という将兵への戒めを説いた。

(四) 「ハンセン病療養所の沖繩戦」、拙著『ガマに刻まれた沖繩戦』、草の根出版会、一九九九年

(五) 日本国憲法第二二条には、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とある。政治上、適切な意思決定をなすには、その前提として十分な情報とそれに基づく議論が必

要となる。そのためには表現の自由は必要不可欠な権利なのだ。

## 追記

『ニース』2011年春季号(No.44)を読んだ会員から次のような意見があったので、本人の了解のうえ紹介する。

『キヤタピラー』論、大いに啓発されつつ読ませていただきました。論旨の大部分に賛同しますが、一点だけ、『あらゆる表現の自由は、規制してはならない』ということは、ポルノ規制に関しては当てはまらないと思います。詳しくは同封の冊子をごらんください。」

同封の冊子とは、性暴力を許さない女の会ニュースレター『季刊 ファイト・バック』2011年春季号である。その中の「2010年11月公開講座『ポルノ規制はなぜ必要か』／ポルノ被害についてのQ&A編」の一部を抜粋する。

### ◆「ポルノ被害防止法」について

質問「APPの今後の活動方向で「売春防止法」の改正と「ポルノ被害防止法」の制定とおっしゃっていましたが、「性暴力禁止法」制定の運動では不足点がありますか。

回答「性暴力禁止法」制定運動そのものは非常に重要で大切な取り組みであると考えていますが、基本的にポルノ被害の一部しか取り上げられておらず、ポルノ被害そのものを焦点にしてはいません。女性運動の中でも、ポルノ被害の問題よりも表現の自由の方を優先させる傾向は非常に強く、なかなかこの問題ではコンセンサスを取ることが

できない現状にあります。まずは学習啓発運動を通じて、ポルノ被害が、女性運動の中で、レイプやDVやセクハラと同じように必ず取り上げられる問題にするべきであると考えています。

### ◆ポルノ規制と「捜査権の乱用」について

質問「日弁連も主張する「ポルノ規制は捜査権の乱用をまねくことになる」という主張に対する反論はどのように考えますか？」

回答「捜査権の濫用」には、条文の拡大解釈により性表現物が過剰に規制されるという危惧と、冤罪を招くという危惧の2つが考えられています。前者は、今次の東京都青少年健全育成条例改正について強く主張され、後者は児童ポルノ禁止法の単純所持自己鑑賞目的所持について強く主張されています。しかしいずれも説得力はないと思います。まず前者ですが、一般論として、警察は性表現物について明らかに過少規制を行なっています。また上記改正条例は、従来の基準よりも明確で限定的な基準を追加したのであり、むしろ拡大解釈をしにくくさせるものです。冤罪を招くという批判ですが、同じことは例えば麻薬取締りにしても言えるはずなのに、なぜか児童ポルノについてだけ声高に主張されています。この問題については、児童ポルノの受動的取得(他人から送りつけられる場合)を規制対象から除くなどの工夫や、捜査過程の可視化など被疑者の抗弁権の充実によって対処すべきと思います。

## 岡山・十五年戦争資料センター会則 (抜粋)

- 第1条 (名称) この会は、岡山・十五年戦争資料センターと呼ぶ。
- 第2条 (目的) この会は、岡山における十五年戦争の実態と構造を明らかにするため、調査・研究、史(資)料の収集などを行ない、再び戦争による惨禍を繰り返さないための教訓を継承する。
- 第3条 (活動) この会は、前条の目的を達成するため、年1回の発表会など必要な活動を行なう。
- 第4条 (会員) この会は、会の目的に賛同し、調査・研究等を行なう研究会員(個人)と、活動を支援する協力会員(個人)で構成する。
- 第5条 (入退会) この会の入退会は自由とする。入退会のさいは書面で代表に届け出る。
- 第6条 (役員) この会には、次の役員をおく。  
代表1名、代表代行1名、事務局長1名、理事 若干名、監査委員2名
- 第7条 (役員の出選) 役員は、総会で選ぶ。
- 第14条 (経費) この会の経費は、研究会費・協年会費・寄付金・事業収入その他でまかなう。  
研究会費は、年額3000円とする。 協年会費は、年額101000円とする。
- 第15条 (会計年度) この会の会計年度は、毎年12月1日から始まり、翌年11月30日で終わる。